

# 第34期 決算公告

2025年6月23日

港区南青山三丁目 10 番 43 号  
株式会社 きらぼし銀行  
代表取締役頭取 渡邊 壽信

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	770,227	預金	5,467,869
現金	40,278	当座預金	323,266
預け	729,948	普通預金	3,400,088
コルポ	9,829	貯蓄預金	27,657
買入金	55,673	通知預金	35,465
商口債	1,190	定期預金	1,595,619
商口有価証券	79	定期積金	32,637
商口債	1,110	その他の預金	53,134
金銭の信託	5,132	譲渡性預金	328,200
有価証券	829,519	コルマネー	27,196
国債	98,478	債券貸取引受入担保金	128,696
地方債	100,304	借用金	400,228
社債	212,320	借入金	400,228
株	51,905	外国為替	560
その他の証券	366,509	外国他店預り	1
貸出	4,953,017	売渡外国為替	344
割引手形	11,933	未払外国為替	213
手形貸付	118,676	その他の負債	46,570
証書貸付	4,364,192	未払法人税等	8,234
当座貸越	458,215	未払費用	4,925
外国為替	5,658	前受収益	5,067
外国他店預け	3,611	給付補填備金	11
買入外国為替	43	先物取引差金勘定	53
取立外国為替	2,003	金融派生商品	811
その他の資産	43,090	金融商品等受入担保金	253
前払費用	1,303	リース債務	1,810
未収収益	7,692	資産除去債務	999
先物取引差金勘定	11,139	その他の負債	24,402
先物取引差金	12	賞与引当金	1,504
金融派生商品	6,636	役員賞与引当金	66
金融商品等差入担保金	80	株式報酬引当金	236
その他の資産	16,225	ポイント引当金	2
有形固定資産	63,263	睡眠預金払戻損失引当金	107
建物	19,035	偶発損失引当金	873
土地	38,487	再評価に係る繰延税金負債	1,251
リース資産	1,405	支払承諾	7,832
建設仮勘定	535	負債の部合計	6,411,196
その他の有形固定資産	3,799	(純資産の部)	
無形固定資産	8,126	資本	43,734
ソフトウェア	7,177	資本剰余金	166,173
リース資産	323	資本準備金	32,922
その他の無形固定資産	625	その他資本剰余金	133,250
前払年金費用	19,611	利益剰余金	161,254
繰延税金資産	11,336	利益準備金	11,259
支払承諾見返	7,832	その他利益剰余金	149,995
貸倒引当金	△19,342	別途積立金	18,100
		繰越利益剰余金	131,895
		株主資本合計	371,162
		その他有価証券評価差額金	△18,159
		繰延ヘッジ損益	2,498
		土地再評価差額金	△2,530
		評価・換算差額等合計	△18,190
		純資産の部合計	352,972
資産の部合計	6,764,169	負債及び純資産の部合計	6,764,169

損益計算書 ( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収	128,762
資	金 運 用 収	96,347
	貸 出 金 利 配 当	71,539
	有 価 証 券 利 息	22,231
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	240
	預 け 金 利	1,541
	金 そ の 他 の 受 入 利 息	139
信	務 託 取 引 報 等 収	655
役	受 入 為 替 手 数	362
	そ の 他 の 業 務 収 入	15,354
そ	の 債 融 派 生 の 業 務 収 入	2,693
	国 債 の 他 の 債 権 取 立	12,661
	金 庫 の 他 の 債 権 取 立	5,166
	株 式 の 他 の 債 権 取 立	4,285
	所 得 税 等 の 他 の 債 権 取 立	865
	の 他 の 債 権 取 立	16
	の 他 の 債 権 取 立	11,530
	の 他 の 債 権 取 立	41
	の 他 の 債 権 取 立	11,091
	の 他 の 債 権 取 立	397
経	常 費	88,520
資	金 調 達 費	11,131
	預 讓 コ ー ル 債 借 金	4,963
	の 他 の 債 借 金	597
	の 他 の 債 借 金	134
	の 他 の 債 借 金	2,009
	の 他 の 債 借 金	3,052
	の 他 の 債 借 金	281
	の 他 の 債 借 金	92
役	支 払 為 替 手 数 費	4,444
	そ の 他 の 業 務 費	518
そ	の 外 国 為 替 売 買 損 益	3,925
	商 品 有 価 証 券 売 買 損 益	13,165
	債 権 等 の 他 の 債 権 取 立	2,421
	の 他 の 債 権 取 立	45
	の 他 の 債 権 取 立	10,674
	の 他 の 債 権 取 立	24
営	所 得 税 等 の 他 の 債 権 取 立	53,500
	の 他 の 債 権 取 立	6,278
	の 他 の 債 権 取 立	2,413
	の 他 の 債 権 取 立	1,093
	の 他 の 債 権 取 立	75
	の 他 の 債 権 取 立	76
	の 他 の 債 権 取 立	2,618
経	特 定 常 別 資 産 利 益	40,241
特	定 常 別 資 産 損 失	3,346
	の 他 の 債 権 取 立	191
税	引 前 当 期 純 利 事 業 税 額 計 算	43,397
法	人 税 、 住 民 税 等	11,205
法	人 税 等	1,916
当	期 純 利	13,122
		30,275

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
 

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
 

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産
 

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先に対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

事業性ファイナンスのうち、投資対象会社の株式取得資金の一部を供与する目的で、当該株式を取得する持株会社に対し供与しているローン（以下「Hold Co.ローン」という）及びその未収利息については、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、追加的な貸倒引当金を計上する方針としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、2015年事業年度から直接減額を行っていません。当事業年度末における2014年事業年度末までの当該直接減額した額の残高は14百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。当事業年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については有価証券利息配当金に計上しております。ただし、証券投資信託の有価証券利息配当金が全体で負の金額となる場合は、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

## 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当事業年度に係る財務諸表への影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 19,342 百万円

（うち、Hold Co. ローンに対して計上した追加的な貸倒引当金 一百万円）

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 当行における貸倒引当金の概要

当行において計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

また、貸出金の中には投資対象会社の株式取得を目的として設立される持株会社に対し、投資対象企業の株式取得資金の一部を供与することを目的として拠出される Hold Co. ローンが含まれています。Hold Co. ローン及びその未収利息は、投資対象会社の事業から創出されるキャッシュ・フローを原資として返済されるものではなく、持株会社が保有する投資対象会社株式の上場又は第三者への売却（トレードセール）により返済されることとなっていることから、その回収可能額は、投資対象会社株式の売却価値に依存することとなります。

したがって、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、追加的な貸倒引当金を計上する方針としております。

なお、当事業年度においては、投資対象会社の株式価値が、Hold Co. ローン及びその未収利息の残高を下回っている状況にないことから、当該追加的な貸倒引当金を計上しておりません。

#### ② 算出方法

「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載のとおりです。

#### ③ 主要な仮定

##### i 債務者区分

当行は、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

##### ii キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利子率で割引いて算定しています。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定しています。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

iii Hold Co. ローン及びその未収利息の回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象の判断

回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が生じているかどうかは、類似上場会社の株価及びキャッシュ・フロー水準並びに投資対象会社のキャッシュ・フロー水準等から推定される株式価値が Hold Co. ローン及び未収利息の残高を下回る可能性が生じている、投資対象会社が財務制限条項に抵触している、投資対象会社株式のエグジット計画の遅延が見込まれるなどの状況を、総合的に勘案して判断することとしています。

この判断における主要な仮定は、エグジット計画の実現可能性に係る判断および投資対象会社のキャッシュ・フロー水準の見積りとなります。

④翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、翌事業年度における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 25,468百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,154百万円
危険債権額	70,936百万円
三月以上延滞債権額	63百万円
貸出条件緩和債権額	6,282百万円
合計額	92,436百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,976百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、2,500百万円であり、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、13,529百万円であります。

## 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 255,274百万円

貸出金 249,758百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,026百万円

債券貸借取引受入担保金 128,696百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 38,173 百万円及び指定金融機関等の取引の担保として、その他の資産 43 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 2,278 百万円及び中央清算機関差入証拠金 2,500 百万円が含まれております。

## 6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、888,669 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが805,173 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第2号及び第4号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △112 百万円

## 8. 有形固定資産の減価償却累計額 38,392 百万円

## 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 768 百万円

## 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は14,745 百万円であります。

## 11. 関係会社に対する金銭債権総額 12,900 百万円

## 12. 関係会社に対する金銭債務総額 20,131 百万円

## 13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、526 百万円であります。

## 14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、9.12% であります。

## (損益計算書関係)

## 1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	144百万円
役務取引等に係る収益総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	49百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

## 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	7百万円
役務取引等に係る費用総額	668百万円
その他業務・その他経常取引等に係る費用総額	3,991百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

## 2. 関連当事者との取引のうち重要な取引は次のとおりであります。

## (1) 親会社及び子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 東京きらぼし フィナンシャル グループ	東京都 港区	27,500	子銀行の 経営管理	被所有 直接 100%	資金の 貸付 経営管理 役員の 兼任 職員の 出向	資金の 貸付 (注1)	4,500	証書貸付	10,880
							利息の 受取 (注1)	63	未収収益	20
							経営管理 料の支払 (注2)	2,572	－	－
							家賃の受 取 (注3)	40	－	－
							出向者 人件費の 受取 (注4)	980	－	－
子会社	きらぼし 信用保証 株式会社	東京都 千代田区	760	住宅、 消費者 ローンの 保証業務	所有 直接 100%	個人 ローンに 係る保証 業務委託	被債務 保証 (注5)	388,566	－	－
子会社	八千代 信用保証 株式会社	東京都 千代田区	342	住宅、 消費者 ローンの 保証業務	所有 直接 100%	個人 ローンに 係る保証 業務委託	被債務 保証 (注6)	162,152	－	－

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸出金は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループのグループ内における資本政策に基づき実行したものです。貸出金利は同社の外部格付けに基づき算定した適正な金利を付しております。

(注2) 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

(注3) 家賃につきましては、近隣相場を参考に双方協議の上決定しております。

(注4) 職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。

(注5) 個人ローンの一部について、お客様の借入に係る債務保証をきらぼし信用保証株式会社より受けております。保証料は、お客様からきらぼし信用保証株式会社に直接お支払いいただいているほか、一部のローンについては、当行より支払っているものがあり、その金額は556百万円(未払費用45百万円)であります。また、当事業年度においてきらぼし信用保証株式会社より受けた代位弁済の額は、73百万円であります。なお、保証料については、一般的な市場実勢を勘案し、決定しております。

(注6) 個人ローンの一部について、お客様の借入に係る債務保証を八千代信用保証株式会社より受けております。保証料は、お客様から八千代信用保証株式会社に直接お支払いいただいているほか、一部のローンについては、当行より支払っているものがあり、その金額は78百万円(未払費用5百万円)であります。また、当事業年度において八千代信用保証株式会社より受けた代位弁済の額は、347百万円であります。なお、保証料については、一般的な市場実勢を勘案し、決定しております。

## (2) 兄弟会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社UI銀行	東京都港区	8,875	銀行業	なし	資金の調達 役員の兼任 職員の 出向	資金の借入(注1)	4,610,000	借入金	400,000
							利息の支払(注1)	3,052	未払利息	202
							家賃の受取(注2)	21	—	—
							出向者人件費の受取(注3)	174	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社UI銀行が預金として調達した資金の運用手段として、当行が借入を行っております。借入金利につきましては、「当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと」及び「当該銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること」の各要件を充足している水準として、銀行法第13条の2ただし書の規定に基づき関係当局から特例承認を得た金利を適用しております。

(注2) 家賃につきましては、近隣相場を参考に双方協議の上決定しております。

(注3) 職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。

## (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△52

## 2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	14,741	13,825	△915
	小計	14,741	13,825	△915
合計		14,741	13,825	△915

## 3. 子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式（2025年3月31日現在）

市場価格のない株式等以外の子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式はありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 及び出資金	20,460
関連法人株式	5,008
合計	25,468

## 4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	30,180	16,759	13,421
	債券	15,364	15,127	236
	国債	9,570	9,563	6
	地方債	—	—	—
	社債	5,794	5,564	229
	その他	59,725	58,329	1,395
	小計	105,270	90,216	15,053
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	7,219	8,053	△834
	債券	395,739	421,752	△26,013
	国債	88,908	97,320	△8,412
	地方債	100,304	106,554	△6,249
	社債	206,526	217,877	△11,351
	その他	281,212	303,552	△22,340
	小計	684,171	733,359	△49,188
合計		789,441	823,576	△34,134

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,050
組合出資金	51,491
合計	55,542

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	22,411	6,787	554
債券	112,248	106	9,940
国債	85,381	32	8,526
地方債	20,655	52	871
社債	6,211	20	543
その他	129,743	8,540	1,287
合計	264,403	15,433	11,783

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式75百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,933	△75

2. 満期保有目的の金銭の信託(2025年3月31日現在)  
該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの （百万円）	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	199	189	10	10	—

（注） 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	5,027百万円
有価証券償却	610
退職給付信託返還有価証券	1,178
その他有価証券評価差額金	8,645
減価償却	1,162
その他	3,342
繰延税金資産小計	19,967
評価性引当額	△2,885
繰延税金資産合計	17,081

繰延税金負債

有価証券関係	366
子会社株式譲渡益	1,351
退職給付関係	2,667
資産除去費用の資産計上額	209
その他	1,150
繰延税金負債合計	5,744
繰延税金資産の純額	11,336百万円

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は218百万円増加し、その他有価証券評価差額金は246百万円増加し、繰延ヘッジ損益は32百万円減少し、法人税等調整額は4百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は35百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	23,755円43銭
1株当たりの当期純利益金額	2,037円55銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

信託財産残高表  
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金	700	特定金銭信託	864
証書貸付	700	金銭債権の信託	38,047
金銭債権	37,906	包括信託	106,603
その他の金銭債権	37,906		
有形固定資産	103,350		
動産	669		
不動産	102,680		
その他債権	0		
その他債権	0		
現金預け金	3,558		
預け金	3,558		
合計	145,516	合計	145,516

## 第34期 決算公告

2025年6月23日

港区南青山三丁目 10 番 43 号  
株式会社 きらぼし銀行  
代表取締役頭取 渡邊 壽信

### 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	771,091	預 金	5,455,247
コールローン及び買入手形	9,829	譲 渡 性 預 金	328,200
買入金銭債権	70,127	コールマネー及び売渡手形	27,196
商品有価証券	1,190	債券貸借取引受入担保金	128,696
金銭の信託	5,132	借 用 金	411,053
有価証券	824,307	外 国 為 替	560
貸出金	4,951,425	社 債	170
外国為替	5,658	そ の 他 負 債	50,906
その他の資産	43,445	賞 与 引 当 金	1,576
有形固定資産	63,436	役 員 賞 与 引 当 金	78
建物	19,087	株 式 報 酬 引 当 金	245
土地	38,487	退 職 給 付 に 係 る 負 債	38
リース資産	1,453	ポ イ ン ト 引 当 金	2
建設仮勘定	535	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	107
その他の有形固定資産	3,872	偶 発 損 失 引 当 金	873
無形固定資産	10,027	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,251
ソフトウェア	7,245	支 払 承 諾	7,832
のれん	1,818	負 債 の 部 合 計	6,414,037
リース資産	327	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	636	資 本 金	43,734
退職給付に係る資産	35,812	資 本 剰 余 金	166,817
繰延税金資産	7,608	利 益 剰 余 金	166,709
支払承諾見返	7,832	株 主 資 本 合 計	377,262
貸倒引当金	△22,656	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△18,145
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,498
		土 地 再 評 価 差 額 金	△2,530
		為 替 換 算 調 整 勘 定	36
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	11,110
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△7,029
		非 支 配 株 主 持 分	-
		純資産の部合計	370,232
資産の部合計	6,784,269	負債及び純資産の部合計	6,784,269

連結損益計算書 ( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		135,966
資金運用収益	96,300	
貸出金利	71,543	
有価証券利息配当金	22,176	
コールローン利息及び買入手形利息	240	
預け金利息	1,544	
その他の受入利息	795	
信託報酬	362	
役務取引等収益	16,002	
その他の業務収益	5,333	
その他の経常収益	17,967	
償却債権取立益	41	
その他の経常収益	17,926	
経常費用	11,342	94,506
資金調達費用	4,959	
預金利息	597	
コールマネー利息及び売渡手形利息	134	
債券貸借取引支払利息	2,009	
借入金利息	3,265	
社債利息	1	
その他の支払利息	374	
役務取引等費用	3,775	
その他の業務費用	13,075	
営業経費用	55,829	
その他の経常費用	10,483	
貸倒引当金繰入額	2,689	
その他の経常費用	7,793	
経常利益		41,460
特別利益		3,346
固定資産処分益	3,346	
特別損失		191
固定資産処分損	191	
税金等調整前当期純利益		44,615
法人税、住民税及び事業税	11,621	
法人税等調整額	1,896	
法人税等合計		13,518
当期純利益		31,097
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		31,097

**連結注記表**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

**連結財務諸表の作成方針**

## (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社  
会社名

きらぼし信用保証株式会社  
八千代信用保証株式会社  
きらぼしビジネスサービス株式会社  
きらぼし債権回収株式会社  
綺羅商務諮詢（上海）有限公司  
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

- ② 非連結の子会社及び子法人等 3社  
会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合  
A&KCメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合  
A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 2社  
会社名

株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー  
信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社  
会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合  
A&KCメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合  
A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当事項はありません。

## (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社  
3月末日 4社

- ② 12月末日を決算日とする連結される子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

**会計方針に関する事項**

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
当行の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 6年～50年  
その他 2年～20年  
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 繰延資産の処理方法  
社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
- (6) 貸倒引当金の計上基準  
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。  
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先に対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。  
事業性ファイナンスのうち、投資対象会社の株式取得資金の一部を供与する目的で、当該株式を取得する持株会社に対し供与しているローン（以下「Hold Co. ローン」という）及びその未収利息については、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、追加的な貸倒引当金を計上する方針としております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っていません。当連結会計年度末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は14百万円でありませ

ず。  
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る当連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。



## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## ① 当行における貸倒引当金の概要

当行において計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

また、貸出金の中には投資対象会社の株式取得を目的として設立される持株会社に対し、投資対象企業の株式取得資金の一部を供与することを目的として拠出される Hold Co. ローンが含まれています。Hold Co. ローン及びその未収利息は、投資対象会社の事業から創出されるキャッシュ・フローを原資として返済されるものではなく、持株会社が保有する投資対象会社株式の上場又は第三者への売却（トレードセール）により返済されることとなっていることから、その回収可能額は、投資対象会社株式の売却価値に依存することとなります。

したがって、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、追加的な貸倒引当金を計上する方針としております。

なお、当連結会計年度においては、投資対象会社の株式価値が、Hold Co. ローン及びその未収利息の残高を下回っている状況にないことから、当該追加的な貸倒引当金を計上しておりません。

## ② 算出方法

「会計方針に関する事項」「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりです。

## ③ 主要な仮定

## i 債務者区分

当行は、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

## ii キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利率で割引いて算定しています。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定しています。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

## iii Hold Co. ローン及びその未収利息の回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象の判断

回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が生じているかどうかは、類似上場会社の株価及びキャッシュ・フロー水準並びに投資対象会社のキャッシュ・フロー水準等から推定される株式価値が Hold Co. ローン及び未収利息の残高を下回る可能性が生じている、投資対象会社が財務制限条項に抵触している、投資対象会社株式のエグジット計画の遅延が見込まれるなどの状況を、総合的に勘案して判断することとしています。

この判断における主要な仮定は、エグジット計画の実現可能性に係る判断および投資対象会社のキャッシュ・フロー水準の見積りとなります。

## ④ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、翌連結会計年度における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**注記事項**

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く)  
20,255百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,251百万円
危険債権額	71,246百万円
三月以上延滞債権額	63百万円
貸出条件緩和債権額	6,282百万円
合計額	92,844百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形・荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,976百万円であります。
4. ローン・パーティシパーションで、「ローン・パーティシパーションの会計処理及び表示」(移管指針第1号 2024年7月1日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、2,500百万円であり、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、13,529百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	255,274百万円
貸出金	249,758百万円
担保資産に対応する債務	
預金	4,026百万円
債券貸借取引受入担保金	128,696百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 38,173百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 43百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 2,338百万円、金融商品等差入担保金 80百万円及び中央清算機関差入証拠金 13,597百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、888,669百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが805,173百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 1998年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第2号及び第4号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △112百万円
8. 有形固定資産の減価償却累計額 38,586百万円  
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 768百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は14,745百万円であります。
11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、9.19%であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却17百万円、株式等売却損1,093百万円、株式等償却75百万円、債権売却損6百万円及び金銭の信託運用損76百万円を含んでおります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内外の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内外の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、顧客販売用の商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金及び借入金であります。預金及び借入金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当行グループは、主として国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ① 統合的リスク管理

当行グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当行グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

## ② 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクに対する適切な管理を行っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当行リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

## ③ 市場リスクの管理

当行グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当行リスク管理委員会等に報告しております。

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当行グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2025年3月31日において、当行グループの市場リスク量は77,791百万円になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しております。2024年度に実施したバックテストの結果、一部のリスク・カテゴリーにおいては掛目を乗じる等保守的な補正を行い、適正な市場リスク量となるように計測しております。

## ④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、資金繰り管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。また、リスク管理部門が短期間で資金化できる資産を流動性準備として常に一定水準以上保有することを定めるとともに、日々の資金繰り及び流動性準備の状況等をモニタリングし、定期的に当行リスク管理委員会等に報告する体制としております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権 貸倒引当金（※1）	70,127 △2,940 67,187		
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,190	1,190	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券（※2）	14,741 733,767	13,825 733,767	△915 —
(4) 貸出金 貸倒引当金（※3）	4,951,425 △19,239 4,932,185		
資産計	5,749,072	5,740,457	△8,615
(1) 預金	5,455,247	5,454,796	△450
(2) 借用金	411,053	411,050	△2
負債計	5,866,300	5,865,847	△452
デリバティブ取引（※4）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,176	2,176	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,648	3,648	—
デリバティブ取引計	5,825	5,825	—

（※1）買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※3）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※4）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	9,351
組合出資金（※3）	66,447

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計年度において減損処理は行っておりません。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権(※)	15,834	8,574	6,572	6,442	7,568	13,561
有価証券						
満期保有目的の債券	—	10,466	4,485	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	42,360	134,338	105,939	61,627	68,939	186,827
貸出金(※)	697,632	863,998	814,125	545,040	549,729	941,465
合計	755,826	1,017,377	931,123	613,110	626,237	1,141,854

(※) 買入金銭債権及び貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない100,451百万円、期間の定めのないもの453,437百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	5,349,734	91,324	14,187	—	—	—
借入金	407,908	3,100	44	—	—	—
合計	5,757,643	94,424	14,232	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	41,660	14,013	55,673
商品有価証券				
売買目的有価証券				
うち国債	79	—	—	79
地方債	—	1,110	—	1,110
有価証券				
その他有価証券				
うち国債	98,478	—	—	98,478
地方債	—	100,304	—	100,304
社債	—	193,302	19,018	212,320
株式	37,399	—	—	37,399
その他	136,803	64,922	74,836	276,563
資産計	272,762	401,300	107,868	781,930
デリバティブ取引（※1）				
金利関連	—	5,413	—	5,413
通貨関連	—	421	—	421
株式関連	—	(9)	—	(9)
デリバティブ取引計	—	5,825	—	5,825

（※1） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

（※2） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
第24-3項の取扱いを適用した投資信託	—
第24-9項の取扱いを適用した投資信託	8,700
合計	8,700

（※3） 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

- ① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表  
該当事項はありません。
- ② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳  
該当事項はありません。

(※4) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益 又はその他の包括 利益		購入、 売却 及び 償還の 純額	投資信 託の基 準価額 を時価 とみな すこと とした 額	投資信 託の基 準価額 を時価 とみな さない ことと した額	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する投資 信託の評 価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他 の包括 利益に 計上					
有価証券 その他 有価証券 その他	31,394	3,950	△3,680	△22,964	—	—	8,700	—
資産計	31,394	3,950	△3,680	△22,964	—	—	8,700	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	11,514	11,514
有価証券				
満期保有 目的の債券				
うち外国証券	13,825	—	—	13,825
貸出金	—	—	4,924,486	4,924,486
資産計	13,825	—	4,936,000	4,949,825
預金	—	5,454,796	—	5,454,796
借入金	—	—	411,050	411,050
負債計	—	5,454,796	411,050	5,865,847

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

## 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は債権の性質上短期のもの等であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。公共工事債権信託受益権についてはレベル3、これら以外の信託受益権については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

また、買入金銭債権のうち、買取債権の時価は、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は過去の回収実績に基づく将来回収見込額に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としておりレベル3の時価に分類しております。

## 商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券について、株式は取引所の価格によっており、市場の活発性にに基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場投資信託がこれに含まれます。また、取引価格がない場合には基準価額により時価を算定しています。重要な解約制限等がない場合で、観察可能なインプットに基づくものである場合にはレベル2、そうでない場合にはレベル3としています。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しています。主に私募投資信託がこれに含まれます。

私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、投資先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は現在価値技法により算定し、貸出金の時価に含めております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払う金額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、変動金利によるもの及び約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.01%－ 24.59%	0.52%
社債(私募債)		回収率	0.00%－ 80.00%	13.59%
		割引率	0.00%－ 14.52%	1.25%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益 又はその他の包括 利益		購入、 売却、 発行 及び 決済の 純額	レベル 3の 時価 への 振替	レベル 3の 時価 からの 振替	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 金融負債 の評価損 益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他 の包括 利益に 計上					
買入金銭債権 有価証券 その他 有価証券 うち社債 (私募債)	12,421	－	－	1,591	－	－	14,013	－
うち外国証券	25,290	△19	△14	△6,237	－	－	19,018	－
資産計	76,128	△1,962	△899	1,570	－	－	74,836	－
	113,840	△1,982	△914	△3,075	－	－	107,868	－

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

## (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価算定統括部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期時価算定統括部門に報告され、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率及び割引率であります。

倒産確率は、契約上の支払いを回収しない可能性を示す推定値であります。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、倒産確率の低下（上昇）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

## (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△52

## 2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	14,741	13,825	△915
	小計	14,741	13,825	△915
合計		14,741	13,825	△915

## 3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	30,180	16,759	13,421
	債券	15,364	15,127	236
	国債	9,570	9,563	6
	地方債	—	—	—
	社債	5,794	5,564	229
	その他	59,725	58,329	1,395
	小計	105,270	90,216	15,053
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	7,219	8,053	△834
	債券	395,739	421,752	△26,013
	国債	88,908	97,320	△8,412
	地方債	100,304	106,554	△6,249
	社債	206,526	217,877	△11,351
	その他	281,212	303,552	△22,340
	小計	684,171	733,359	△49,188
合計		789,441	823,576	△34,134

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）  
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	22,411	6,787	554
債券	112,248	106	9,940
国債	85,381	32	8,526
地方債	20,655	52	871
社債	6,211	20	543
その他	129,743	8,540	1,287
合計	264,403	15,433	11,783

6. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式75百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

## 1. 運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,933	△75

## 2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年3月31日現在)

	連結貸借 対照表計上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	199	189	10	10	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律 (2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は114百万円増加し、その他有価証券評価差額金は246百万円増加し、繰延ヘッジ損益は32百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は129百万円減少し、法人税等調整額は30百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は35百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	銀行業	その他（注）2	合計
役務取引等収益	15,915	86	16,002
預金・貸金業務	687	—	687
為替業務	2,661	—	2,661
証券関連業務	1,072	—	1,072
代理業務	2,749	—	2,749
保護預り・貸金庫業務	244	—	244
保証業務	670	—	670
その他	7,830	86	7,917
信託報酬	362	—	362
その他業務収益	—	166	166
その他経常収益	341	0	341
顧客との契約から生じる経常収益	16,619	254	16,873
上記以外の経常収益	112,648	6,444	119,092
外部顧客に対する経常収益（注）1	129,267	6,698	135,966

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」は、コンサルティングサービス、債権管理回収業等であります。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

24,917円06銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額

2,092円89銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。